

地方議員

第98回

レポート



愛媛県議 木村 啓

事故防止へ、注目される電動自転車登録制度

はつめい

愛媛県では本年1月、全国初となる「愛媛県電動自転車安全登録制度（以下、登録制度）」がスタートしました。電動自転車は、これまで主に身体障がい者の方々を中心とした移動手段として利用されてきましたが、最近では歩行困難な高齢者の生活手段としての利用が急速に増えてきたと言われます。高齢化の更なる進展とともに、電動自転車

の普及は今後ますます加速していくに違いありません。そうした状況に伴い、増加傾向にある電動自転車の事故防止をめざした本制度の概要について、県議会公明党の取り組みとともにご報告いたします。

年々増え続ける高齢者の交通事故

「電動自転車が3台、4台連なり、街灯のない暗い夜道をぞろぞろ走って

いるという光景に私は驚きました」。これは平成20年4月の文教警察委員会における私の発言（趣旨）ですが、議員として駆け出しの頃、県内で最も高齢化率が高い久万高原町で見た光景でした。何しろ夜道で灯りもなく、未舗装の砂利道でしたから、「もし土手から転落したり、バッテリーが切れて動かなくなったら」と、不安がよぎったのです。月明かりの下、スーッと笑顔で電動自転車を走らせる高齢者を見送る中、その不安はやがて決意へと変わりました。「この人たちを何としても事故から守りたい!」。この時が、本件に対する私の取り組みの出発点でありました。

愛媛県では、警察本部を中心に様々な対策を推進していく中で、平成25年の交通事故発生件数は10年前に比べ約40%減の6692件と、9年連続、着実に減少。これは大変喜ばしい成果といえますが、一方で気がかりなのは交

電動自転車安全登録票 (A票)									
(有効期間10年。①自店販売 ②レンタル ③登録のみ)									
① 登録年月日	平成 26年 1月 10日	② 登録番号	0 0 0 3 0 0						
③ 車体番号	1 2 3 4 5 6	車体番号なし							
④ メーカー	アテ	1 1 0 1 1	⑤ 車名	マイピア (型式 BT40)					
⑥ 住所	郵便番号	7 9 9 - 2 6 6 1	⑦ 受譲の有無	有 (平成 年 月)					
	松山市勝岡町1163番地7								
⑦ 氏名	フリガナ	⑧ 生年月日	⑩ 車体色	01 灰	02 白	03 紫	04 青	05 緑	06 黒
	アノキョウ タロウ	大正 (昭和) 平成 3年 11月 4日	07 黄	08 緑	09 赤				
⑨ 電話	① 自宅	2 勤務先	3 携帯						
	089-979-2101								
⑪ 指定登録取扱所	松山西交通安全協会			旧登録番号					

県交通安全協会が管理する登録票の記載例

交通事故に占める高齢者の割合です。本県では、交通事故の発生に関して、65歳以上の高齢者が占める割合が、実に9年連続で増加し続けているのです。従って、近年最も重要な課題は「高齢者対策」に他ならず、そのことが登録

制度策定への重要な背景の一つに挙げられると思います。もう一つは、近年の電動自転車の利用者の急増です。(社)愛媛県交通安全協会

(以下、県安協)が行った販売店からの聞き取り調査によると、県内の利用者数は現在3500〜5000人程度ですが、1年当たりの人数が徐々に増え、最近では毎年400〜500人ずつ増えているとのこと。電動自転車は、運転免許やナンバープレートが不要ですから誰でも簡単に利用できます。また、以前は購入するにも高額でなかなか手が届かなかった人々にとって、レンタルという利用の選択肢ができたことも大きいといわれます。介護保険の認定で「要介護2」以上であれば1割の自己負担(月額約2000円程度)で利用が可能となり、要介護1や要支援1、2であっても日常的に歩行困難な場合は例外的に保険給付対象となるため、最近ではレンタルでの利用者が増加。ちなみに本県では、販売とレンタルの比率は現在半々ですが、今後はレンタルが主流になってくるとみられ、こうした環境の変化に伴う利用者

電動自転車に対する多くの誤認

一方で、電動自転車の位置づけの問題があります。道路交通法では電動自転車は「歩行者」となりますが、利用者にはあまり知られておりません。あくまで杖のような歩行の補助手段であり、乗り物であって乗り物ではないのです。にもかかわらず、本来、歩道を通るべき電動自転車が車道を走るケースが後を絶たしません。県安協によりますと、多くの高齢者が電動自転車を「乗り物」と捉えており、実際、運転免許を返納した高齢者が「車感覚」で利用するケースが多いというのが実態だそうです。

年々増え続ける高齢者の交通事故と電動自転車利用者。そして多くの利用者が抱く電動自転車に対する誤認。加えて、電動自転車による高齢者の事故

がこの10年間で（3件の死亡事故を含め）65件にも上っているという事実など背景に、電動車いす対策が喫緊の課題として浮上していったのです。

県議会公明党の取り組み

「法律上、電動車いすは歩行者として位置づけられるがその対策はどうか」「一般車両のドライバーに向けて電動車いすへの注意喚起をどうするのか」。平成20年度、笹岡博之議員（公明党・県代表）から文教警察委員会への所属を引き継いだ私は、年3回行われた委員会のすべての回において「電動車いす対策」を取り上げましたが、有り難いことに翌年、新時代を開く大きな動きがありました。それは四国初となる「愛媛県電動車いす交通安全対策連絡協議会（以下、協議会）」の設立です。協議会におけるそれまでの論戦を通して、電動車いす利用者に対して適切な対策が必要との方向性は定まったも



交通ルールの正しい知識など学ぶ安全教室

すべて無料。登録の有効期間は10年、廃車等の時点でデータは抹消されることとなっています。
なお、県安協が管理する登録情報は、
①登録年月日②登録番号③車体番号④メーカー名⑤車名⑥利用者の住所⑦氏

の、肝心の当事者がどこにどれだけ、どのような形で利用されているのか実態が不明であることが最大のネックでしたが、協議会設立により実態把握の第一歩が踏み出されることになったのです。協議会は、県警を中心に、電動車いすの製造会社や販売店、小売店、介護従事者、交通安全協会等で構成され、その後、将来予測される電動車いすに関する諸問題に対応するため定期的に協議を開始。そして昨年8月、今回の素案を作成した協議会が、構成員の1つである県安協に対し要綱を含めた制度策定及び実施主体を要請し、一気に作業が加速。遂に本年1月1日、全国初となる「愛媛県電動車いす安全登録制度」が施行されることとなったのです。結果として、「協議会」が、全国初となる「愛媛県電動車いす安全登録制度」を生み出す重要なプラットフォームとしての役割を果たしたといえます。

名⑧生年月日⑨電話番号⑩車体色⑪指定登録取扱所などで、必要な範囲内において県警や各地区の交通安全協会と共有されることとなります。

以上が登録制度の主な概要ですが、今後の電動車いすのさらなる普及を想定すると、盗難や遺失時における早期発見に役立つ点も大いに期待されていることも付言したいと思います。

終わりに

県安協では、導入一年後の登録目標を70%と設定しており、対策を推進してきた県議会公明党として、その意欲を大変心強く感じています。

今後、県・県警・自治体の広報紙等による制度の周知徹底が極めて重要であることは言うまでもありませんし、地区交通安全協会ごとに開催される電動車いす安全教室についても、効果的なPRによって県民全体に理解を広げていく取り組みが肝要でしょう。一つ

登録制度の主な概要

今回の登録制度は自転車やバイクの防犯登録に相当するものですが、防犯登録が義務であるのに対し、あくまでも任意での取り組みとなります。まず、登録対象ですが、電動車いすを所有もしくは借り受け使用している「県内の利用者」かつ「登録を希望される方」となります。次に、登録希望者は「指定登録取扱所」（県安協指定の地区交通安全協会、電動車いす販売店、電動車いすレンタル店のいずれか）で所定の「登録票」に必要事項を記入の上、提出します。すると、通し番号が印刷された「電動車いす安全登録証」が発行されます。これを車体の見えやすい位置に貼付するとともに、3枚綴りの登録票の内、1枚が県安協に送付される手続きはすべて終了。これで安全登録情報が登録されたこととなります。ちなみに、登録料や手数料については

一つ課題をクリアしながら登録制度の早期定着を目指したいと思えますが、あくまでも目的はその先にあります。

まずは、県安協が今回の登録制度により掌握したすべての電動車いすの利用者に、確実に、交通ルール等の正しい知識や情報をお届けし、安全な乗り方を学んでもらうこと。防災になぞらえると「自助」の力を高めることで自ら事故を防いでいくことが大事です。利用者がそうした自助を積み重ねながら、お互いに、或いは地域ごとに啓発を広げていく「共助」の取り組みも重要です。そして社会全体で「シェア・ザ・ロード（道路はみんなのもの）」という考え方を共有していくことで電動車いす事故をゼロにしていく、これこそが今回の「愛媛県電動車いす安全登録制度」がめざす大目的であると私は確信しています。県民の安心・安全の実現に向け、引き続き油断することなく取り組んでまいります。☒